

高知市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定の概要

目的

新型コロナ対応で明らかとなった課題等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できることを目的に改定

概要

政府・県行動計画と同様に、対象疾患として幅広い呼吸器感染症を念頭に置き、対応フェーズを3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、対策項目も13項目に拡充。これまで対応フェーズごとに整理していたものを、対策項目ごとに各対応フェーズで整理。

主な変更点

10年ぶりの抜本改正、これまで未発生期は国際連携や情報収集だったが、平時の準備期として医療・検査体制、人材育成などの取組を充実。対策項目を13項目に拡充し、各分野の横断的視点を3点設定。ワクチンや治療薬の普及に応じ対策緩和を追加。毎年度のフォローアップとして実践的な訓練の実施や検査・医療提供体制の確認を行い、概ね6年ごとに改定。

- 1 新型コロナ、新型インフル以外の呼吸器感染症も念頭に取組を充実
- 2 準備期の取組を充実（医療提供体制・検査体制等の整備、個人防護具の備蓄、人材育成を含めた体制整備）
- 3 対策を13項目に拡充し、各分野横断的な取組視点を追加
- 4 複数の感染拡大への対応として、対策を機動的に切り替え
- 5 おおむね6年ごとに改定

対応フェーズ



- ・準備期：
 - 予防や平時の準備等を行う時期
- ・初動期A：
 - 事態の探知や政府対策本部設置、感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ感染拡大のスピードをできる限り抑える時期
- ・対応期B（封じ込めを念頭に対応する時期）：
 - 限られた知見の中で諸外国の感染動向も考慮し、封じ込めを行う時期。新型インフルエンザの場合は抗ウイルス薬やワクチン対応を開始する時期。
- ・対応期C-1（病原体の性状等に応じて対応する時期）：
 - 集積した知見により病原体の性状等を踏まえたりリスク評価と確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大を抑制するための措置等を検討する時期
- ・対応期C-2（ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期）：
 - ワクチンや治療薬の普及で対応力が高まることを踏まえ、対策を柔軟かつ機動的に切り替える時期
- ・対応期D（特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）：
 - 免疫の獲得が進み、病原性や感染性の低下により、新型インフルエンザへの対応力が高まり、基本的な感染対策（出口）へ移行する時期

対象となる疾患

新型インフルエンザ等感染症

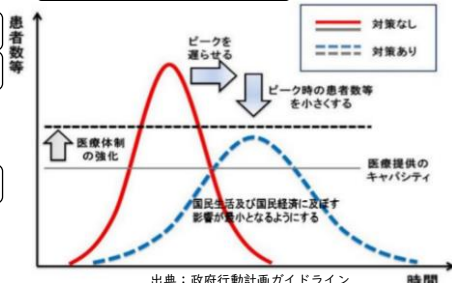
指定感染症

当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

新感染症

全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

対策の概念図



市行動計画の対策項目

<ul style="list-style-type: none"> ・国、県による必要に応じた総合調整の強化 ・必要な人員体制、予算の確保 ・緊急事態措置に関する総合調整 <p>1実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DXを活用した、迅速な情報収集、分析により施策に反映 ・個人情報、プライバシーに配慮し、情報を公表 ・感染症インテリジェンス※の概念を明確化 <p>2情報収集・分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発生動向の把握等、平時のサーベイランスの実施と人材育成 ・状況に応じたサーベイランスの切替え（全数把握から定点把握への移行） <p>3サーベイランス</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションができる体制整備 ・住民に必要な情報を提供、偏見、差別、偽・誤情報への対応 <p>4情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病原体の性状等から、対策の有効性、実行可能性、市民生活や社会経済活動に与える影響を勘案 ・検査所との連携、関係者の防護具整備 <p>5水際対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平時からの普及啓発 ・患者や接触者への対応確認 ・感染防止策（外出自粛要請・休業要請等）を緩和を含め機動的に適用 <p>6まん延防止</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・有事の際の医療体制の整備、研修、訓練等、平時から県、医療機関と連携 ・患者発生時の入院調整、病床の確保 <p>8医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発への協力 ・医療従事者、救急隊員、農耕接触者への予防薬の投与 ・有症時の対応指導 <p>9治療薬・治療法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有事に必要な検査体制を平時から整備 ・円滑な検査の実施のために必要な情報を提供 ・各機関に要請し検査需要に対応できる検査体制の確保 <p>10検査</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関における必要な医療機器や個人防護具を備蓄、配置し、備蓄・配置・需要状況を定期的に確認 <p>12物資</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援（給付金、生活支援等）の具体的手続きの整備 ・市民の心身への影響に関する対応（メンタルヘルス、孤独孤立、子ども発達発育等） <p>13市民生活・市民経済</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から接種体制の準備 ・予防接種事務のデジタル化を始めとするDXの推進 ・医療従事者の確保、体制構築 ・接種記録の管理 ・健康被害への対応 <p>7ワクチン</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成、体制整備、DX ・保健所の行う、検査や積極的疫学調査、入院調整、自宅療養等の調整 ・保健所業務ひっ迫時の支援体制 <p>11保健</p>	<p>★は新設項目</p> <p>※感染症インテリジェンス 感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報（インテリジェンス）として提供する活動を指す</p>	

横断的視点

人材育成 / 国県及び市町村の連携 / DX推進